

USPTO、優先審査の申請件数が12年度比200%増と発表

2014年10月22日
JETRO NY 知財部
今村、丸岡

USPTO は、優先審査(ファースト・トラック、トラック I)に関する統計を発表した。

優先審査とは、クレーム数の制限などの条件に合致した出願¹について、出願人が追加手数料を払う(金額は別紙参照)ことにより、他の出願に優先して審査を受けることができる制度であり、2011年の9月26日以降の出願が対象である²。

今般発表された統計によれば、2012年度(11年10月～12年9月)、優先審査の申請件数は5,024件であったのに対し、2014年度(13年10月～14年9月)は9,054件と、ほぼ二倍となっている。

分野毎では、第一位がテクノロジーセンター(以下:TC)3600(交通、建設、電子商取引、農業等)の3,737件、第二位が TC3700(機械工学、製造機器、医療機器等)の3,630件、第三位が TC2400(ネットワークング、ケーブル、セキュリティ)の3,139件であった。

また、優先審査が受理されてからファーストアクションまでの期間が2.42ヶ月、最終処分までの期間が6.05ヶ月であり、通常ルートでのそれぞれ18.4ヶ月と、27.4ヶ月から大幅に短縮される。

USPTO ホームページ:

http://www.uspto.gov/patents/init_events/Track_One.jsp

¹電子出願を利用し、独立請求項は4つまで、かつ、全体の請求項で30まで。さらにマルチクレームを利用していない出願([USPTO ホームページ](#))。

²[110406【米国 IP 情報】USPTO 三段トラック構想における迅速トラック\(トラック I\)の施行日を公表](#)

<別紙>優先審査申請手数料について

①通常料金:4,000ドル

②スモールエンティティ(Small Entity):2,000ドル

- ・個人
- ・関連会社を含めて従業員が500人以下の企業
- ・非営利団体、大学等の高等教育機関等

③マイクロエンティティ(Micro Entity):1,000ドル

- ・②を満たしつつ、
 - ・過去に5件以上の特許出願において発明者となっていない
 - ・収入がアメリカの平均世帯収入の3倍を超えていない
 - ・収入がアメリカの平均収入の3倍を超える団体に知的財産権を譲渡していない、かつその義務が無い。

(了)